住民投票事項50

2013~2014年度通常議会の上院発案の憲法改正案17（2014年議会制定法、決議第127号）によって提案された本改正案は、一部を改正することによってカリフォルニア州憲法を明示的に改正するものであり、したがって削除が提案されている現行の諸条項には~~取り消し~~線が引かれ、また追加が提案されている新規の諸条項は*斜体*で記載されている。

第IV条第5節への提案された改正

その第IV条第5節は以下のように改正される。

第5節。(a) *(1)* 議会の*各院*は、それに属する議員の適格性および選挙を判断し、議事録に記入された点呼投票による、議員の~~三分の二~~*三分の二*の一致で当該議員を除名できるものとする。

(2) (A) 各院は、議事録に記入された点呼投票による、議員の三分の二の一致により採択された動議または決議によって、議員を停職にできる。当該の動議または決議には、停職の事由を記載する認定事項および宣言事項を含むものとする。本憲法のその他の条項にもかかわらず、院は、当該の動議または決議の明示条項による停職期間の全部または一部について、当該議員の給与および諸手当が没収されたと見なすことができる。

(B) 本項に準じ停職にされた議員は、停職実施期間中、その公職の権利、特権、職務もしくは権限の行使、または議会資源の使用をしてはならない。

(C) 本項に準じる議員の停職は、当該の動議または決議に明記された日付まで、また日付が明記されていない場合は、停職終了のための後続の動議または決議が、議事録に記入された点呼投票で、議員の三分の二の一致により採択された日付まで、効力を持ち続けるものとする。

(b) 議員は、いかなる謝礼も受領してはならない。議会は本細目を施行する法律を制定するものとする。

(c) 議会は、贈与の受領が利益相反を生じる場合、いかなる源からも議員による贈与の受領を禁止する、または厳しく制限する法律を制定するものとする。

(d) 議員は、州政府の任意の委員会または機関に他者の代理として出席、出席の同意、またはその他の行動を行うために対価を承知の上で受領してはならない。議員が、地方自治体の任意の委員会または機関に他者の代理として出席、出席の同意、またはその他の行動を行うために対価を承知の上で受領した場合、当該対価の受領から一年間、当該議員は、議会での行動もしくは決定を採決、実施、実施への参加を行ったり、またはその行動もしくは決定に影響を与えるために自らの公的立場を利用するいかなる試みも行ってはならないが、当該議員がその他者への直接的かつ重大な経済的影響を認識する、または認識する理由がある、そのような影響を持つ、および同様の方法で公共一般または公共の多大な部分に影響を与えない場合、~~本条~~第12項細目(c)に記載される法律案に関係する行動または決定はその限りでない。本細目で使用されるように、「公共一般」には産業、商業、または専門団体を含む。ただし、議員は、完全に自らのためである委員会もしくは機関に関係する活動に従事すること、任意の裁判所もしくは労働者災害上訴委員会に弁護士として出席すること、または委員会もしくは機関に個人の代理で情報照会のために対価なしで擁護者として行動することができる。本細目は、当該議員が一員であるパートナーシップまたは会社の活動を禁止するものではないが、当該議員が、その活動の結果生じる帰属費用を差し引いた謝礼を直接的または間接的に分かち合わない場合に限られる。

(e) 議会は、1974年政治改革法によって律せられる通り、任期が1990年12月3日以降に始まる議員に、辞任後12か月間議会で報酬について陳情することを禁じる法律を制定するものとする。

(f) 議会は、議員の職務および責任の適切な遂行と相反する活動に従事したり、またはそのような相反する利益を有することを禁止する、新しい法律を制定し、また既存の法律の施行を強化するものとする。ただし、州民は、第II条に従って本要件を施行する権限を自らに留保する。